経済産業省

令和元年度補正予算
インバウンド需要拡大推進事業
（地域消費拡大推進事業）

概要資料

令和２年６月

中小企業庁商業課

中小小売業・サービス業の現状と課題①

- **衰退傾向の商店街が７割**。最近3年間で**来街者数が減った商店街が６割**。
- 来街者が「減った」要因として**「地域の人口減少」が特に増加**している。

商店街の最近の景況（平成30年度）

（n＝4,033）

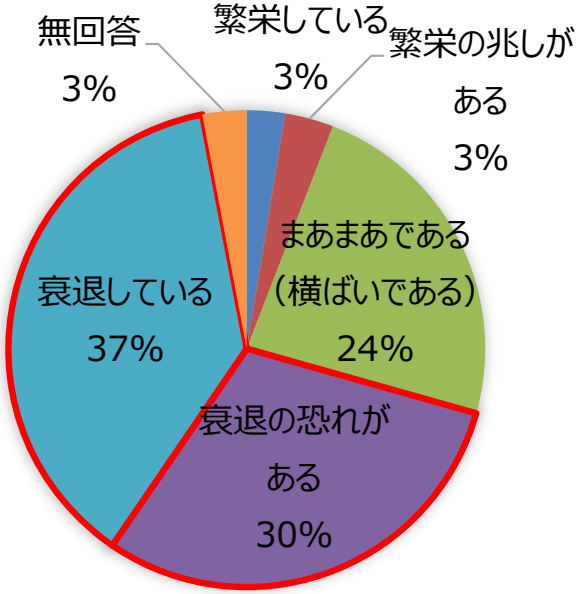

最近3年間の来街者数の変化（平成30年度）

（n＝4,033）

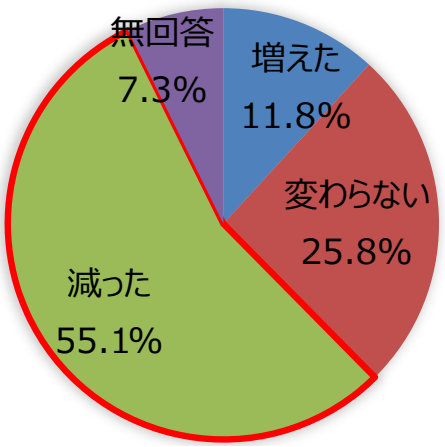

来街者が「減った」要因の経年変化（上位5つ）

【複数回答（3つまで）】

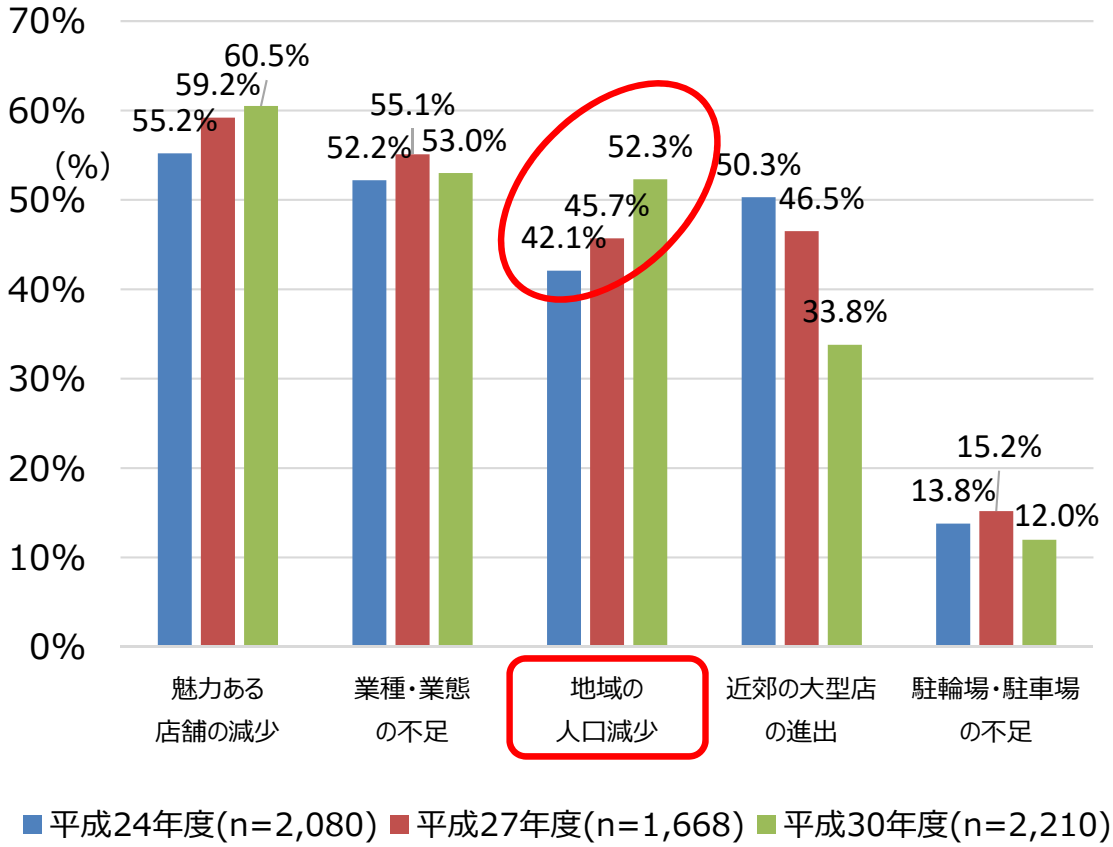

（出所）平成30年度商店街実態調査（中小企業庁）

中小小売業・サービス業の現状と課題②

- 商店街の**７割がインバウンド対応に取り組んでいない**。
- インバウンド対応に**取り組んでいない主な理由**は、外部環境の要因（※）を除くと、**インバウンド対応のノウハウや予算がない**こと、**効果に不安がある**こと、**組合員の合意が得られない**こと等（※「観光客が来ていない」「観光名所がない」）

外国人観光客を受け入れるための取組の有無

（n＝4,033）

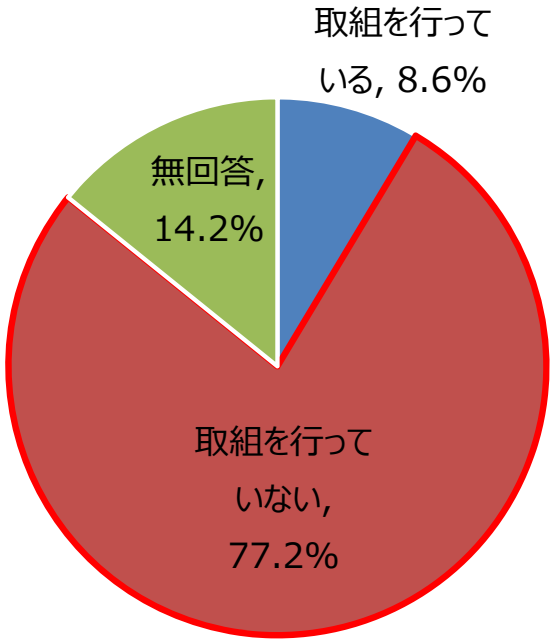

外国人観光客を受け入れる取組を行っていない主な理由

【複数回答（３つまで）】　（n＝3,003）

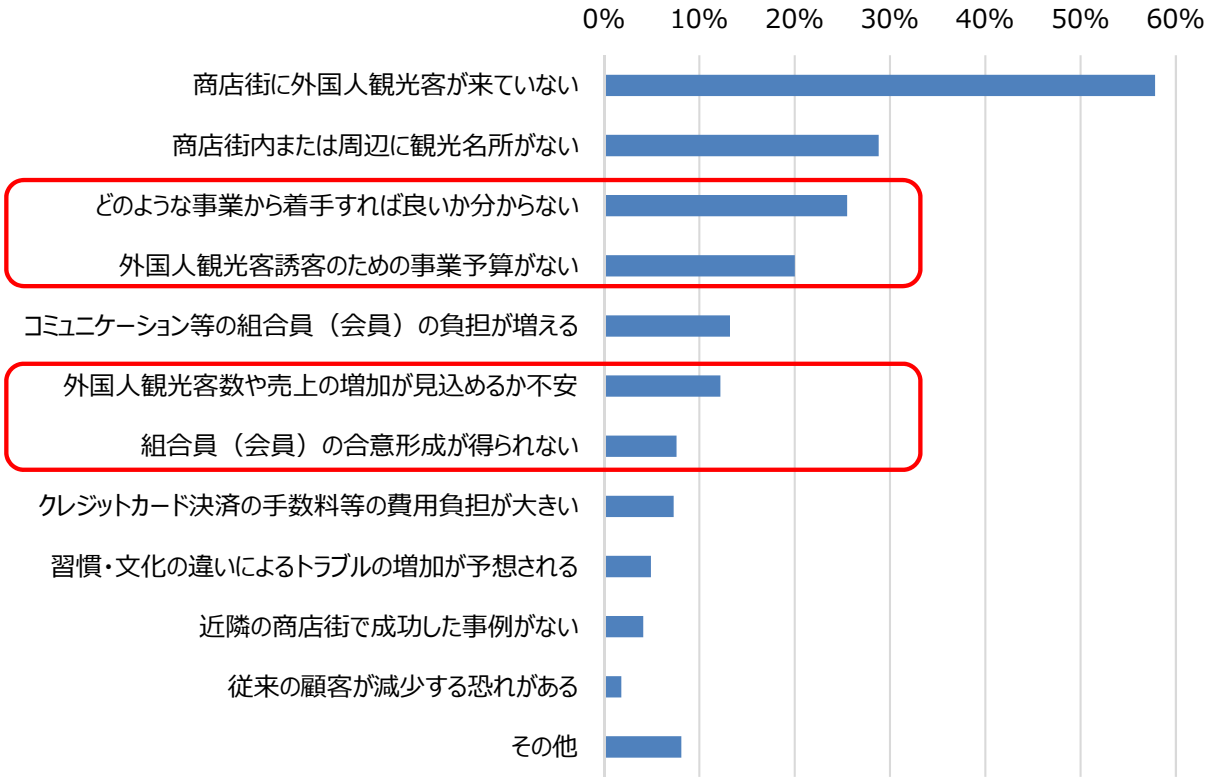

（出所）平成30年度商店街実態調査（中小企業庁）

インバウンド需要拡大推進事業

令和元年度補正予算額　5.0億円

商務・サービスグループ クールジャパン政策課
03-3501-1750

中小企業庁　商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 訪日外国人客は増加しており、昨年は３千万人を越え、消費額は４．５兆円に達しています。地域活性化を進めるためには、観光消費を更に拡大していく必要があり、外国人目線で魅力ある商品・サービスづくりや環境づくりを推し進めることが必要です。
- このため、商品・サービスをまとめて提供する事業者と、外国人目線で商品・サービスづくりをできる国外関係者との連携（マッチング）を支援するとともに、事業者に対するアドバイス・磨き上げ・プロモーション等を支援します。
- また、地域の中小商業・サービス業のグループ等が、様々な企業と連携して、新たな商品・サービスを開発・導入する取組等を支援することにより、地域での訪日外国人消費額の増加、中小商業・サービス業の生産性の向上に繋げます。

成果目標

- 地域における訪日外国人消費額の増加を通じて、訪日外国人消費額の政府目標達成に寄与することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

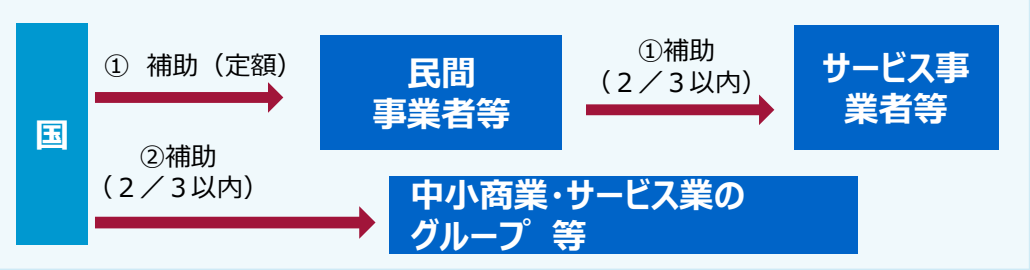

事業イメージ

①外国人専門家との共創によるインバウンド需要拡大事業

- 顧客のライフスタイル・趣向・市場動向に沿う形でインバウンド需要開拓を行うため、国外関係者（バイヤー、デザイナー、メディア・インフルエンサー等）を招聘。国内の事業者（小売、DMC・DMO、地域商社等）と上記の国外関係者が連携して、国内事業者の扱う商品・サービスに対して、PR・プロモーション手法の組み立て、魅力的な展示を含めた各種アドバイスの提供、磨き上げ、商流構築等を実施。
- また、支援事業者間でのベストプラクティスの共有、国内外のネットワークの構築など、事業者単独では難しい側面支援を実施。

↓「地域消費拡大推進事業」

②インバウンド需要による地域消費拡大推進事業

- 地域の中小商業・サービス業等において、外国人観光客のニーズに対応した商品やサービスの多言語化等や、店舗データ分析を用いた経営の高度化による効果的な商品・サービスの提供等の推進により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する取組を支援。

（画像出所）株式会社EBILAB資料
カメラによる入店率・購買率分析

（画像出所）株式会社Payke資料
店頭接客の多言語対応

1．インバウンド需要拡大推進事業（地域消費拡大推進事業）の概要

① **中小小売業・サービス業のグループ**等が、

② **民間事業者（インバウンドベンチャー等）と連携**して行う、

③ **外国人観光客のニーズに対応した商品・サービスの多言語化**等や、**店舗データ分析を用いた経営の高度化による効果的な商品・サービスの提供**等の推進により、

④ **地域における訪日外国人消費の拡大に寄与**する事業を支援。

（スキーム図）

所轄の地方経済産業局

※沖縄県においては、内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。

↓ 補助（2/3以内）

中小商業・サービス業のグループ　等 × **デジタル技術の活用等（インバウンドベンチャー等）**

- ✓ 外国人観光客のニーズに対応した商品・サービスの多言語化など
- ✓ 店舗データ分析を用いた経営の高度化

条件

補助率：補助対象経費の2/3以内
補助上限額：3,000万円
補助下限額：200万円

＜取組イメージ＞

（例）商品情報の多言語伝達アプリ（(株)Payke）

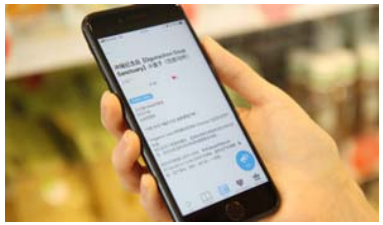

商品の多言語紹介アプリへの対応

店頭接客の多言語対応

（例）中小商業へのデータマーケティング導入（(株)EBILAB）

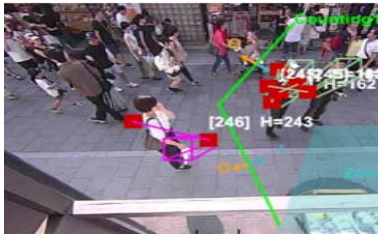

カメラによる入店率・購買率分析

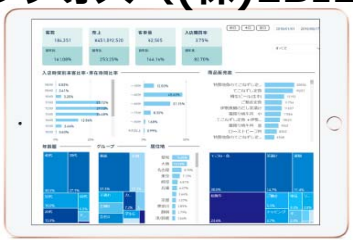

カメラデータから自動で来店者数等を予測

２．補助対象事業

<u>中小小売業・サービス業のグループ等</u>が
<u>民間事業者（インバウンドベンチャー等）と連携して行う</u>

①外国人観光客のニーズに対応した商品・サービスの多言語化等
②店舗データ分析を用いた経営の高度化による効果的な商品・サービスの提供等

の推進により、**<u>地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する事業</u>**。

●「中小小売業・サービス業のグループ等」とは・・・

次ページを参照ください。

●「インバウンドベンチャー」とは・・・

本事業における「インバウンドベンチャー」とは、訪日外国人観光客に対する商品・サービスの提供方法の改善に資する革新的なソフトウェア・ハードウェア・ノウハウ・技術等を提供することにより、**<u>インバウンド対応に関し新たな価値を提供している事業者</u>**を指します。

●「連携」とは・・・

中小小売業・サービス業のグループ等は、①**<u>民間事業者（インバウンドベンチャー等）と連名で申請すること</u>**、②**<u>民間事業者（インバウンドベンチャー等）を委託先・外注先等とすること</u>**、いずれかにより民間事業者（インバウンドベンチャー等）と連携する必要があります。

●本事業の趣旨・・・

民間事業者（インバウンドベンチャー等）が提供する**<u>訪日外国人観光客に対する商品・サービスの提供方法の改善に資するソフトウェア・ハードウェアの導入等</u>**により、**<u>ニーズを捉えた販促・商品開発等を行う</u>**ことで、**<u>訪日外国人消費額の拡大に繋がる事業</u>**であることが必要です。

３．補助対象者（応募資格）

● 次の要件を満たす「**中小小売業・サービス業のグループ等**」とします。

「中小小売業・サービス業のグループ等」とは、
①**商店街その他の商業の集積地区（以下「商業集積地区」という。）において**、
②**小売業又はサービス業に属する事業を営む中小企業者の連携体**をいいます。

✓「商業集積地区」には、商店街のほか、温泉街、飲食店街なども含まれます。

✓「連携体」として、**商店街振興組合等の商店街等組織**及び**商業集積地区の経済の活性化に取り組む民間事業者**などが対象として想定されます。

✓ただし「商業集積地区の経済の活性化に取り組む民間事業者」は、まちづくり会社、商工会議所や観光地域づくり法人（ＤＭＯ）などが**商業集積地区の複数事業者のために本事業に取り組む場合**に限り対象となります。

✓なお、「連携体」には、**個者の連名により実施する場合も含まれます**。ただし、**一定程度以上の面的な広がりのある物理的地域・範囲を対象として行う事業を実施する場合に限り**ますので、検討中の具体的な取組内容とあわせて、個別に御相談ください。

＜要件＞
① 日本に拠点を有していること。
② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること（任意団体の場合は、原則、応募申請時において、設立（結成）後１年以上を経過していること）。
④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

４．審査基準

- 以下の**審査基準に基づいて総合的な評価を行います**。ただし、審査基準①から③までを満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

＜審査基準＞

①「１．事業概要」の「１－５．応募資格」の内容を満たしているか。

②提案内容が交付の対象となりうるか。

③提案内容が本事業の目的に合致しているか。

④事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

⑤事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。

⑥必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

⑦**事業実施効果**

- 民間事業者（インバウンドベンチャー等）が提供する**訪日外国人観光客に対する商品・サービスの提供方法の改善に資するソフトウェア・ハードウェアの導入等**により、**ニーズを捉えた販促・商品開発等を行う**ことで、**訪日外国人消費額の拡大に繋がる事業**であるか。
- 効果の測定方法について、具体的かつより多くの店舗を把握できる体制となっているか。

⑧**効果の継続性**

- 補助事業により現行の商品・サービスの提供方法の課題を明らかにするだけではなく、当該**課題の改善策の検討・実行に繋げる体制を整備するなど、継続的な改善に繋げていくための工夫が示されているか**。

⑨地域の連携・協力体制

- 地方公共団体の密接な関与・協力を得て取り組む事業であるか。

５．取組例（イメージ）

＜取組例＞

- 店前通行客数のうち入店客数、購入商品等の**店舗データを効率的に取得する公開API対応機器（スマートレジ、AIカメラ等）を設置**するとともに、**データ連携ソフトウェアを導入**し、店舗データに**天候情報（晴れ・雨等）や店前広告媒体の内容、周辺地域でのイベント情報等のデータを連携**させることにより、商品・サービスの提供方法を改善し、訪日外国人消費額の拡大に繋がる事業。

- **多言語による商品紹介文や商品紹介映像・画像、リアルタイムのユーザーレビュー等を閲覧できるタブレット機器を導入**するとともに、外国人観光客に**効果的な商品紹介映像・画像等のコンテンツを開発して掲載**することにより、商品・サービスの提供方法を改善し、訪日外国人消費額の拡大に繋がる事業。

- 飲食店等において、**WEBブラウザ上に多言語表記に対応した商品メニュー表を作成**するとともに**スマートフォン等からアクセスできるQRコードを開発**し、来店客が当該メニュー表を**日本語表示に切り替えて店員に示すことでオーダーをとることができるようにする**ことにより、訪日外国人消費額の拡大に繋がる事業。

注：上記はあくまでも取組の例であり、要件を満たす事業であれば対象となります。

６．民間事業者（インバウンドベンチャー等）について

- 民間事業者（インバウンドベンチャー等）に該当する企業の例として、例えば、以下のような企業がインバウンド向けのサービスを提供しています。

（１）EBILAB
事業内容：飲食店向けクラウドサービスの開発・販売・サポート
ホームページ：https://ebilab.jp/

（２）Payke
事業内容：訪日外国人向けショッピングサポートアプリ「Payke」の開発・運営、物販・商品開発のコンサルティング
ホームページ：https://payke.co.jp/

上記企業のほか、インバウンド向けサービスを提供する企業の団体として、（一社）インバウンドベンチャー会があります。

（一社）インバウンドベンチャー会
ホームページ：https://inbound-venture.com/

※なお、上記企業はあくまで民間事業者（インバウンドベンチャー等）に該当する企業の一例であり、募集要領上の要件に該当する企業であれば、上記以外の企業であっても該当します。

（参考１）EBILAB社の例（中小商業へのデータマーケティング導入）

取り組み事例

EBI LAB

○店頭・店内にカメラを設置して、画像解析を活用して来店客の購買動向・属性等のデータを収集
○気象データや観光予報プラットフォーム（宿泊データ）等の外部データも取り込んで、正確な来店数予測を実現
○経営に必要な情報を自動でグラフ等にわかりやすく「見える化」

▼カメラによる通行量・入店率・購買率・表情分析

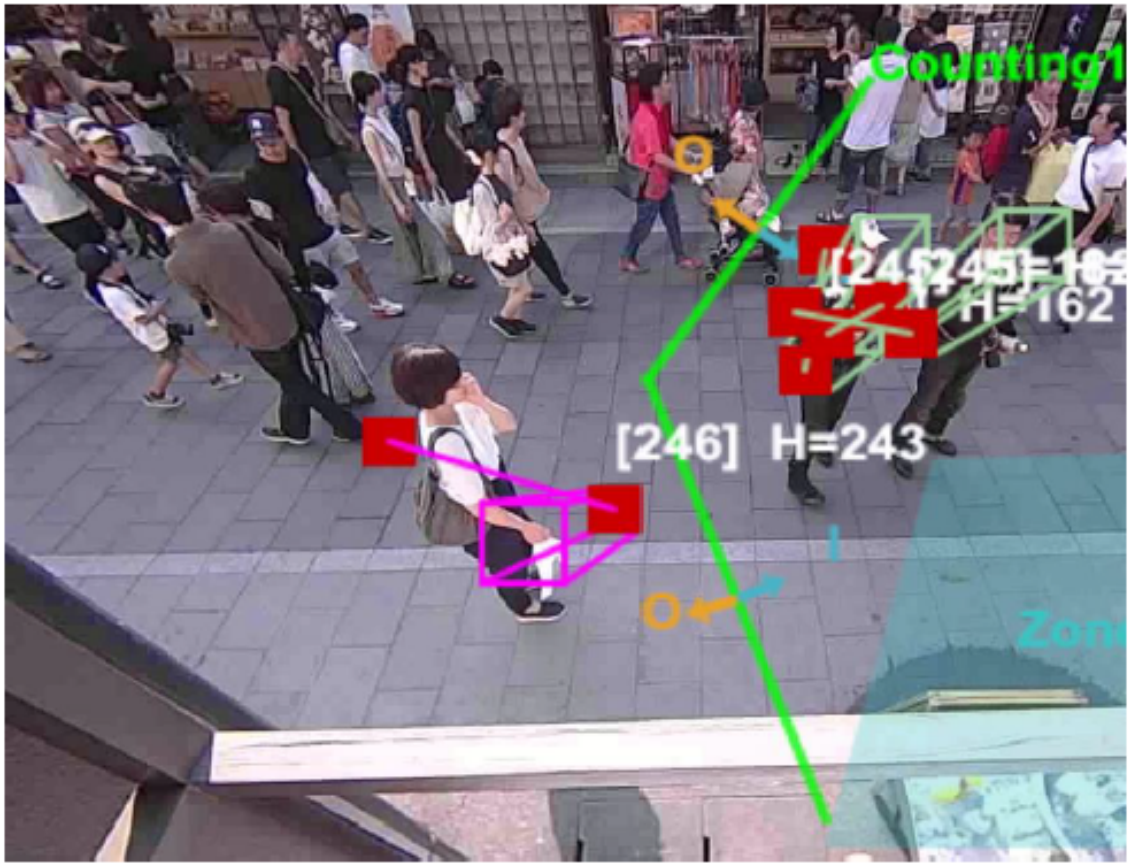

▼自動でデータ分析・来店者数予測

▼顧客アンケートによる満足度データ化

誰でも、簡単に、いつ・どこでも、経営状況を把握することが可能

3

（出所）第３２回観光戦略実行推進会議　資料２－３「鈴木秀樹氏提出資料」（令和元年８月２８日）

データ活用による売り上げ増

EBI LAB

○入店率計測による効果的な販促・陳列や併売分析による単価UP等で、売上げ増加、経営効率改善
○正しいマーケティングで飲食店を利益性の高い産業へ転換

▼店頭ディスプレイ変更と効果測定

【Before】整然とした陳列

【After】目を引く陳列

入店率	9.6%	→	15.7%
売上数	400本	→	2,000本

▼アンケート結果をもとに、ニーズを捉えたメニュー改善

【Before】バラバラな組合せ

【After】ニーズを捉えた組合せ

売上数	6,000食／月	→	9,000食／月
単価	850円	→	2,500円

	売り上げ	業種	従業員数
2012	1億円（坪売上62万円）	1業種（飲食業）	42名（一人当たり売上392万円）
2018	4.8億円（坪売上320万円）	3業種（飲食/小売/テイクアウト）	44名（一人当たり売上1,087万円）

◆6年間で売上げが約5倍
（2012年：1億円→2018年：4.8億円）
◆来店者数予測活用により、
廃棄ロスを72.8%削減する等、利益率は約10倍
（2012年：230万円→2018年：2,500万円）
◆ニーズを捉えた販促・商品開発により、
客単価は約3倍（2012年：850円→2018年：2,500円）

この他にも、
・従業員給与も月平均5万円UP
・長期休暇取得率100%、残業ゼロ 等も実現

（出所）第３２回観光戦略実行推進会議　資料２－３「鈴木秀樹氏提出資料」（令和元年８月２８日）

（参考２）Payke社の例（商品情報の多言語伝達アプリ）

■ 訪日外国人は「何かわからない商品」は手に取らない、買わない

■ これは「商品が魅力的かどうか？」という以前の問題

沖縄の定番土産：「ちんすこう」

「ちんすこう」を知らない外国人

「ちんすこう」を知らない人たちは、
手に取ることもなく、買うこともない

「ちんすこう」について説明すると…

- ✓ 1600年代琉球王朝時代から続く歴史ある食べ物
- ✓ 当時の中国(清)と貿易の土産品
- ✓ 貴族たちに愛された高級菓子

このような商品の背景が伝われば、
中国の方が興味を持ってくれた！

商品の「ストーリー」が伝われば、より多くの外国人の方が購入する機会が生まれるのではないか

©Payke, Inc.All rights reserved.

（出所）第３２回観光戦略実行推進会議　資料２－１「古田奎輔氏提出資料」（令和元年８月２８日）

■ Paykeは**商品パッケージに記載されている「バーコード」を読み取るだけで商品に関する情報を多言語で伝達する**、訪日外国人向けアプリを展開

Paykeとは

ステップ1

■ バーコードをスキャン

ステップ2

■ 商品の情報を母国語で表示

- ✓ 製品情報
- ✓ 効果・効用
- ✓ 用法
- ✓ 口コミ / レビュー
- ✓ PR/クーポン情報 など

©Payke, Inc.All rights reserved.

（出所）第３２回観光戦略実行推進会議　資料２－１「古田奎輔氏提出資料」（令和元年８月２８日）

6．応募書類の提出先

担当課室	住所	問い合わせ先	管轄区域
北海道経済産業局 経営支援課　商業振興室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎	電話番号：011-738-3236 E-mail： hokkaido-shogyo@meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎Ｂ棟	電話番号：022-221-4914 E-mail： thk-shougyou@meti.go.jp	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 流通・サービス産業課　商業振興室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館	電話番号　048-600-0317 E-mail： kanto-syoutengai@meti.go.jp	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局 流通・サービス産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	電話番号　052-951-0597 E-mail： chb-ryusa@meti.go.jp	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿経済産業局 流通・サービス産業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44　大阪合同庁舎1号館	電話番号　06-6966-6025 E-mail： kin-commerce-lg@meti.go.jp	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局 流通・サービス産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	電話番号　082-224-5655 E-mail： cgk5655@meti.go.jp	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局 商務・流通・サービス産業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33　高松サンポート合同庁舎	電話番号　087-811-8524 E-mail： sik-syougyou@meti.go.jp	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局 流通・サービス産業課　商業振興室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1　福岡合同庁舎本館	電話番号　092-482-5456 E-mail： kyu-ryutsushogyo@meti.go.jp	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1　那覇第2地方合同庁舎2号館	電話番号　098-866-1731 E-mail： MLOKCTD@meti.go.jp	沖縄県

参考資料

融資制度

観光産業等生産性向上資金（訪日外国人旅行者対応）

- 過去に商店街向け補助金を受領した商店街組織は、本事業にあわせ、自己負担額の調達に活用いただけます。

訪日外国人旅行者向けに設備投資等を行い、**インバウンド対応に取り組む商店街組織、小売業者**（消費税免税店、承認免税手続事業者）等に対し、日本政策金融公庫による融資制度を実施しています。

	国民生活事業	中小企業事業
利率（令和2年1月6日時点）	**1.51%** ※１	**0.46%** ※２
融資期間 ※括弧内は運転資金	20年以内（7年以内）	20年以内（7年以内）
据え置き期間 ※括弧内は運転資金	２年（2年）	２年（2年）
限度額 ※括弧内は運転資金	7,200万円（4,800万円）	7億2,000万円（2億5,000万円）
短期借入（補助金受領までの融資等）	○ **対応**	× 非対応
自己負担額の調達	○ **対応**	○ **対応**
貸付対象	・過去に補助金（※３）を受領した商店街組織（地区内の個店含む） ・消費税免税店（許可見込み含む） など	・過去に補助金（※３）を受領した商店街組織（地区内の個店含む） ・消費税免税店（許可見込み含む） など

※１：**担保を不要とする融資制度を希望される方に適用される利率**です。担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
※２：標準的な貸付利率。適用利率は信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。
※３：平成26～30年度地域商業自立促進事業、平成27年度商店街インバウンド促進事業、平成28年度商店街集客力向上支援事業、平成29年度地域文化資源活用空間創出事業（商店街支援事業）、令和元年度商店街活性化・観光消費創出事業の補助金を受領した方等が対象です。

＜お問い合わせ：融資のご相談はこちらまで＞

●中小企業庁経営支援部商業課（財政投融資担当）
TEL：03-3501-1929（直通）

●日本政策金融公庫
・国民生活事業（個人企業・小規模事業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505（平日9～17時）
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kanko_m.html

本年4月1日から免税販売には購入記録情報の送信環境が必須となります

（2020年）

（注：2021年9月30日までの間は、経過措置として、従来の書面による免税手続によることもできます）

- **本年（2020年）4月1日**から、免税店で書面で行われていた購入記録票の作成等の手続が廃止され、購入記録情報（**旅券情報と購入記録**）を、**パソコン**等の送信機器を使用して**インターネット回線等**を通じて**電子的に、免税販売の都度、免税販売管理システムに送信**する必要があります。
- 購入記録情報を作成し、免税販売管理システムに送信するためのシステムや環境は、**免税店を経営する事業者の方が自ら準備**することとなります。

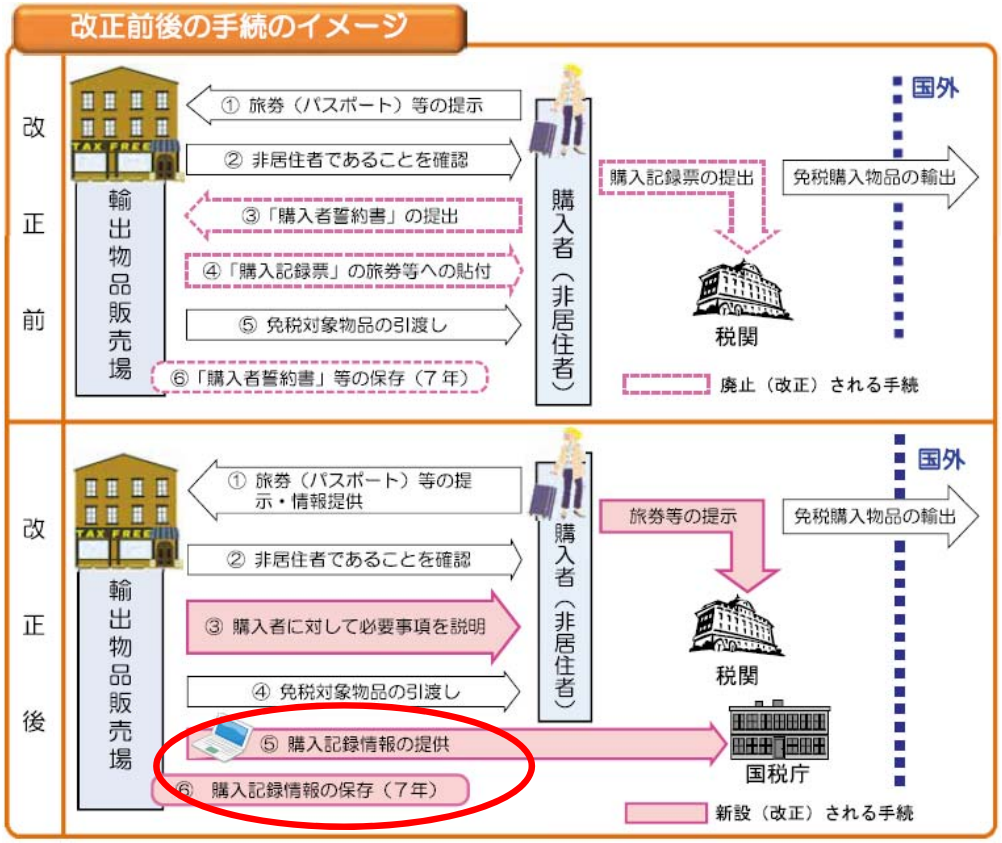

＜免税販売管理システムの仕組み＞

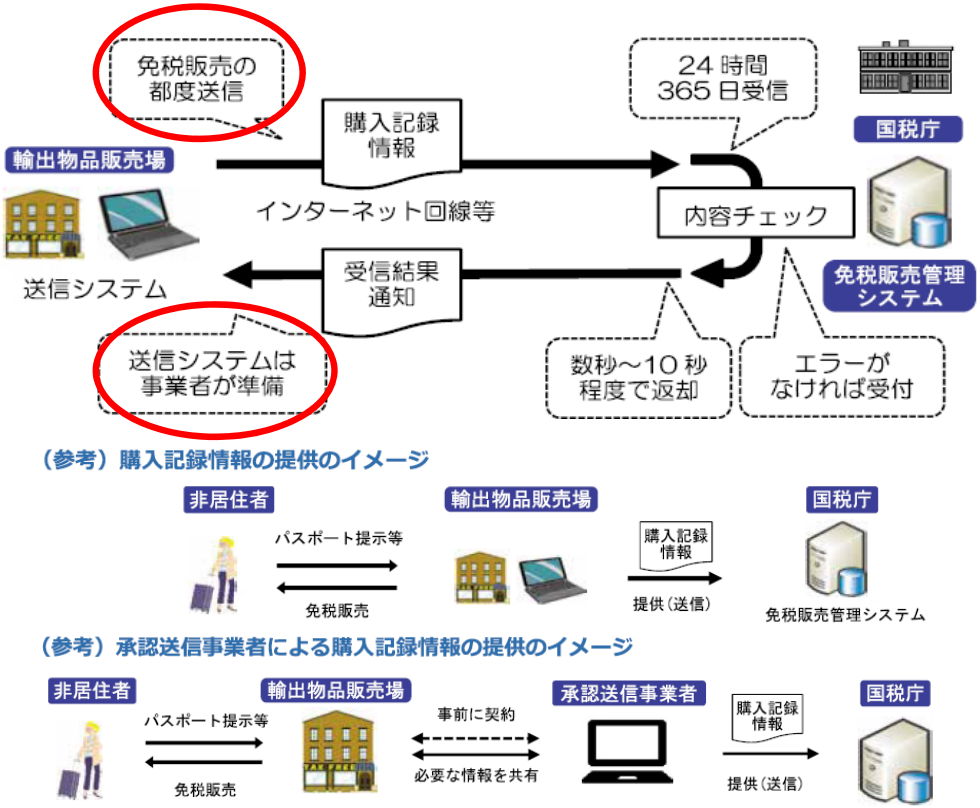

（出所）「輸出物品販売場制度における免税販売手続が電子化されます」（令和元年７月　国税庁）に基づき中小企業庁作成

政策金融による商店街等支援　～観光産業等生産性向上資金（訪日外国人旅行者対応）～

○日本を訪れる外国人旅行者向けに設備投資等を行い、インバウンド対応に取り組む商店街、小売業者（免税店、免税手続事業者）等に対し、日本政策金融公庫による融資制度を実施しています。

▼ 具体的には、**訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る方であって、次のいずれかに該当する方**が融資対象です。 ▼

①消費税免税店を経営する方（※）

免税手続の電子化に対応し、パスポートリーダーやパソコン等の設備やインターネット環境を整備する場合も対象

«設備資金・運転資金»

（例）

・消費税免税店がインバウンド対応を図るために導入する免税対応機器等の費用

※免税店許可を受ける見込みの方を含みます。

＜免税対応機器等導入費用＞
（決済端末）

②免税手続カウンターの設置者（※）

免税手続の電子化に対応し、パスポートリーダーやパソコン等の設備やインターネット環境を整備する場合も対象

«設備資金・運転資金»

（例）

・商店街振興組合等が免税手続カウンターを設置する際の従業員向け研修費等の費用

※承認免税手続事業者の承認を受ける見込みの方を含みます。

＜免税対応従業員費用＞
（人件費）

③商店街組織向けの補助金の交付を受けた商店街振興組合等（※）

例えば、中小企業庁商業課所管の26年度～３０年度地域商業自立促進事業費補助金などが該当

«設備資金・運転資金»

（例）

・商店街振興組合等がインバウンド対応を図るため導入する多言語マップ等の費用

※補助金交付を受けた商店街内の個店を含みます。

＜多言語マップ等導入費用＞

④免税手続カウンターがある施設内の個店（※）

«設備資金・運転資金»

（例）

・特定商業施設内で事業を営む方がインバウンド対応を図るために導入するWi-Fi機器等の費用

※「特定商業施設」（商店街振興組合等の定款に定められた地区に所在する販売場及び当該地域）に該当することが必要となります。

＜Wi-Fi機器等導入費用＞

	貸付限度額（うち運転資金）	貸付金利（特別利率②・令和2年1月6日現在）
中小企業事業（中小企業者向け）	7億2,000万円（2億5,000万円）	5年：0.46%（※１）
国民生活事業（小規模事業者向け）	7,200万円（4,800万円）	5年：1.51%（※２）

※１　標準的な貸付利率。適用利率は信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。
※２　担保を不要とする融資制度を希望される方に適用される利率です。担保の有無などによって異なる利率が適用されます。